

関商工高等学校ラグビー部OB会 会則

第1章 総則

第1条 本会は関商工高等学校ラグビー部OB会(以下 本会)と称する。

第2条 本会の事務局は事務局長宅におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互間の親睦を深め、関商工高等学校ラグビー部の活躍と育成に惜しみない支援を目的とする。

第4条 本会は目的を達成する為に次の事業を行なう。

- 1.ラグビー部員への競技強化及び健全育成支援
- 2.ラグビー部及びOB(OB会含む)の状況報告
- 3.関商工ラグビー祭を中心に現役、会員の親睦を図る
- 4.その他、本会目的達成の為に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会会員は次に掲げるものとする

- 1.正会員 関商工高等学校ラグビー部卒部生
- 2.永久正会員 60歳以上で1口5万円以上を一括入金して頂いた正会員
- 3.特別会員 関商工高等学校ラグビー部を支援して下さる法人及び個人

第4章 役員

第6条 本会は次の役員を置く

- | | | | |
|-------|-----|------|----|
| ・会長 | 1名 | ・幹事長 | 1名 |
| ・副会長 | 若干名 | ・会計 | 1名 |
| ・事務局長 | 1名 | ・監査 | 2名 |
| ・幹事 | 若干名 | | |

第7条 本会役員は定期総会において互選する。

第8条 本会役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 1.役員が任期中に退任し会長が補充を必要と認めた場合、役員会の推薦により会長の承認を得て選任する。任期は、残存期間とする。

第9条 本会役員任期は次に定める

- 1.会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3.事務局長は会長・副会長を補佐し、会議の開催、会務の執行を行なう。
- 4.幹事長は幹事会を円滑に運営し統括する。
- 5.会計は本会の会費徴収、年度予決算の作成、収支報告等の会計全般を統括する。
- 6.監査は本会の監査を行なう。

第5章 特別役員

第10条 本会には名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第6章 総会及び役員会

第11条 総会は年1回、定期総会を開催する。開催日は役員会にて決定する。
但し、会長が必要と認めるときには臨時総会を開催することができる。

第12条 議決は総会において、出席会員の過半数をもって議決する。

第13条 総会の議長は会長が行う。

第14条 役員会は必要に応じて会長が召集する。

第7章 会費

第15条 本会会費は次の通りとする。

- 1.新加入者は入会金として一律2000円を卒部式終了後に支払う。
- 2.在学生(大学・専門学校等)は在学中と卒業年までは2,000円。翌年より5,000円とする。
- 3.その他の社会人は5,000円とする
- 4.60歳以上で年会費を1口50,000円以上の一括支払いを認める。
(その場合は”永久正会員”となる)
- 5.多額の出費を必要とする事業をおこなう場合は別途徴収する事もある。

第8章 会計

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条 会計、予算(事業計画)の決算の議決は総会において承認を得るものとする。

第9章 その他

第18条 会則の変更は総会の議決において変更することができる。

第19条 正会員、特別会員で会員にふさわしくない行為をした会員は総会の決議、緊急を要する場合には役員会の決議で除名する。

第20条 慶弔関係については慶弔規定(内規)によるものとする。

付 則 本会は平成6年(1994年) 7月17日に発足。

この会則は平成23年(2011年) 5月29日より施行する。

この会則は平成28年(2016年)7月24日に一部改定し施行する。

この会則は平成29年(2017年) 6月 30日に一部改定し施行する。